

第90号議案

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定に  
ついて

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例

八王子市介護保険法施行条例（平成25年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 (略)  <u>(用語)</u> <u>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</u>  <u>(法第70条第2項第1号の条例で定める者)</u> <u>第3条 法第70条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。</u>  (法第78条の2第1項の条例で定める数) <u>第4条</u> (略)	(趣旨) 第1条 (略)          (法第78条の2第1項の条例で定める数) <u>第2条</u> (略)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

**第5条** (略)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

**第6条** 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(法第86条第1項の条例で定める数)

**第7条** 法第86条第1項に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

**第8条** 法第115条の2第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

**第9条** (略)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

**第10条** 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(法第115条の46第5項の条例で定める基準)

**第11条** 法第115条の46第5項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

1人

ウ 主任介護支援専門員その他これに準

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

**第3条** (略)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

**第4条** (略)

ずる者 1人

(2) 前号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が認めた場合は、当該地域包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で前号イ又はウに掲げる者のいずれか1人

(3) 地域包括支援センターは、第1号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、第1号被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるようにするとともに、第1号被保険者

が、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(4) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。